

第2期
東白川村自殺対策
推進計画

(東白川村いのちを守るみまもりのわ推進計画)

令和7年度～令和11年度



the most beautiful
villages
in japan

令和7年4月～令和12年3月

はじめに

東白川村長 今井 俊郎

いのちの重さは、測ることはできません。自殺は精神の問題だけでおこるのではなく、複雑で多様な社会の問題、その絡み合った問題が危機的な状況にまで追い込まれてしまった結果と言えます。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響、経済状況の悪化等で私たちの生活や人との関わりは大きく変化しました。誰もがスマホを持ち、オンラインを通じた授業や仕事は当たり前になり、ネット通販を活用してどこにいても宅配で欲しいものを手に入れることができます。スピードやコストパフォーマンスを求める社会の風潮はやむを得ないものです。

本村においても例外ではありません。たった 2,000 人の人口、皆知り合いで自殺が起きるような状況ではないと過信はできません。多様化する問題に精神論で立ち向かうのではなく、相談体制を確保し、多職種による連携をすすめること、村民全体に自殺予防の取り組みを周知し、お一人お一人がみまもりの一翼を担っていけるように、困った人、いつもと様子が違っている人に気付いて、話を聞いてあげられる優しく、ほどよい人間関係をつくっていただきたいと願っております。村のコミュニティを活用し、社会参加を促す孤立対策を促進する必要があります。

東白川村自殺対策計画は「誰も自殺に追い込まれない社会」をめざし、各分野の連携のもと「生きることの支援」を総力で実施していきます。

令和7年4月

目次

第1章	計画策定の趣旨等	1
	1. 計画策定の背景と趣旨計画の位置づけ	
	2. 計画の推進期間	
	3. 計画の数値目標	
第2章	東白川村の自殺をめぐる現状	3
	1. 東白川村における4つのポイント	
	2. 統計データから見る東白川村の自殺の現状	
第3章	自殺対策の基本方針	5
	1. 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進します	
	2. 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取り組みを推進します	
	3. 対応レベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させます	
	4. 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進します	
	5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連会・協働して取り組みます	
	6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	
第4章	これまでの取組と評価	7
	1. 数値目標について	
	2. 各事業の評価指標と取組	
第5章	東白川村の自殺対策7本柱	10
	【施策1】自殺対策を支えるネットワークの強化	
	【施策2】自殺対策を支える人材の育成	
	【施策3】村民の皆さんへのお知らせと知識の共有	
	【施策4】生きることの促進要因への支援	
	【施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
	【施策6】若年者・高齢者のへの支援の強化	
	【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	
第6章	自殺対策の推進体制	17
	1. いのちを守るネットワーク	
	2. 計画の進行管理及び評価	

1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができ「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」（以下、「地域自殺対策計画」という。）を策定することとされました。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

これらの背景を踏まえ、東白川村が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全村的な取組として自殺対策を推進するため、令和 2 年に「東白川村いのちを守るみまもりのわ推進計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「みまもりのわを広げ、誰も自殺に追い込まれることのない、住みよい東白川村」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「東白川村第 6 次総合計画」における「お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のある村づくり」を目指す方針に位置づけ、「ヘルスプラン 2 1 東白川」などをはじめ、関連計画とも整合を図り推進していきます。

3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成 29 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね 5 年に一度を目安に改訂が行われてきています。

さらに、令和 4 年 10 月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後 5 年間で取り組むべき施策を新たに位置づけることとなりました。

村の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね 5 年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「東白川村いのちを守るみまもりのわ推進計画」の推進期間を令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の数値目標

「1 計画策定の背景と趣旨」で述べたとおり、村として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「みまもりのわを広げ、誰も自殺に追い込まれることのない、住みよい東白川村」です。

この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

当村では、令和2年～5年において年間0～2人が自殺によって亡くなっています。こうした状況から、年間自殺者数を0人とすることを村の目標に掲げます。

第2章 東白川村の自殺をめぐる現状

1. 東白川村における4つのポイント

当村の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、ならびに自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

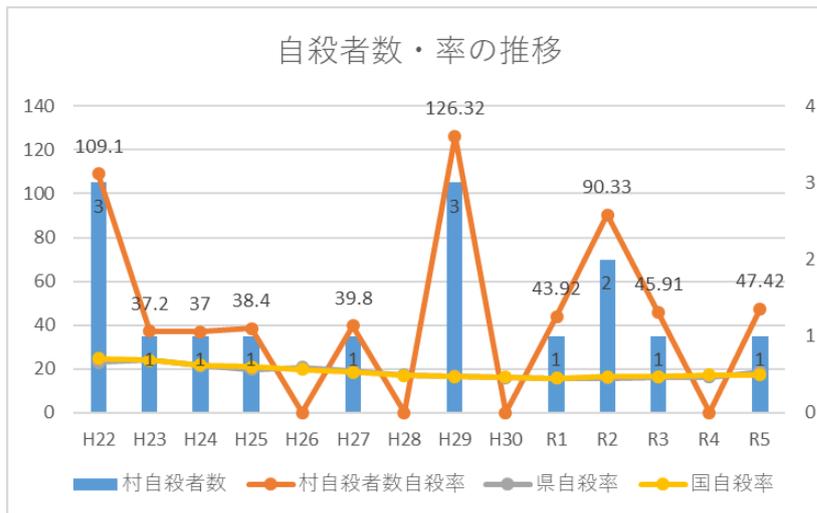
これらの分析結果から見えてきた当村の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の4つのポイントです。

- 1 東白川村における令和元年～5年の自殺者数は、合計5人であり、自殺死亡率（10万人あたりの自殺者数）は全国平均のおよそ約3倍と高い。（令和元年～5年の国平均16.61、村45.79）
- 2 中年以降、高齢者の自殺者が多い。（5人のうち65歳以上が4人）
- 3 自殺で亡くなった人のうち、自営業の人は1人、被雇用者2人、無職の人は2人だった。
- 4 自殺者5人のうち4人に同居人がおり、1人は同居人なしだった。

2. 統計データから見る東白川村の自殺の現状

- （1）平成22年からの過去14年間の年間自殺者数は0～3人。自殺死亡率は国、県よりも高い。
- （2）高齢者の自殺者数が多い。

表1 年間自殺者数および自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省統計情報部の「人口動態統計（確定値）」

表1 年代別自殺者数

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
村自殺者数	3	1	1	1	0	1	0	3	0	1	2	1	0	1	15
村自殺者数自殺率	109.1	37.2	37	38.4	0	39.8	0	126.32	0	43.92	90.33	45.91	0	47.42	
県自殺率	22.85	23.93	21.36	19.73	20.68	19.30	17.29	16.79	16.06	15.80	15.74	16.16	16.13	18.77	
国自殺率	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	
性別内訳															
男性	2			1				2			2	1		1	9
女性	1	1	1			1		1		1					6
年齢内訳															
65歳未満	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
65歳以上	2	1	1	0	0	1	0	3	0	1	1	1	0	1	12
※職業別内訳															
自営業	2											1			3
被雇用・勤め人	1					1		1			1			1	5
無職		1	1	1				2		1	1				7
不明															0
同居の有無															
同居あり	3		1			1		3			2	1		1	12
同居なし		1		1						1					3

資料：厚生労働省統計情報部の「人口動態統計（確定値）」 ※職業は村調査

第3章 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、当村では次の6点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する。
- 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する。
- 3 対応のレベルに応じた、各種施策を効果的に連動させる。
- 4 実践的な取組と啓発を両輪で推進する。
- 5 関係者の役割を明確化し、連携し、協働して取り組む。
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮をする。

1 「生きることの包括的な支援」としての対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2 関連機関との連携による総合的な取り組みを推進する

自殺対策に取り組むNPO法人ライフリンクによる自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

3. 対応レベルに応じた、各種施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

4. 実践的な取組みと啓発を両輪で推進する

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開したり、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての村民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、ケースに応じて役場職員や精神科医等の専門家につなぐとともに、ケースの抱える問題をあつかう専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5. 関係者の役割を明確化し、連携し、協働して取り組む

自殺対策を通じて「みまもりのわを広げ、誰も自殺に追い込まれることのない、住みよい東白川村」を実現するためには、村だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より村民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、

相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

第4章 これまでの評価と取組

1. 数値目標について

【目標】自殺者数

基準値：平成22年～平成30年において年間0～3人⇒年間自殺者数0人
自殺死亡率（10万人あたりの自殺者数）平成22年～30年の国平均20.2、村43.2

【成果】令和元年～5年において年間0～2人。R4年のみ0人

令和元年～5年の自殺者数は、合計5人
自殺死亡率令和元年～5年の国平均16.61、村45.79

目標の年間自殺者数0人は5年間のうち、1年間のみ0人で達成していました。

2. 各事業の評価指標と取組 (◎達成 ○維持 ■未達成)

事業名	担当課	内容	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	実績 評価
自殺対策を支えるネットワークの強化	総務課 保健福祉課	いのちを守るみまもりのわ推進本部の設置	なし	設置	■ 未設置
	保健福祉課	総合的な相談体制の強化	相談会年8回	継続	○ 9回実施・県所外相談2回 (R5)
	保健福祉課	生活困窮者等の自立支援事業との連携強化	合同研修会なし ケース検討1回	研修会年1回 ケース検討 随時	◎ 重層化支援研修 (R5) ケース検討○ 回 (R5)
	保健福祉課	共通の相談票の導入	導入なし	導入	■ 導入なし
自殺対策を支える人材の育成	総務課 保健福祉課	役場職員のゲートキーパー研修	未実施	年1回 R6年までに全職員が受講	■ 実施・一部職員 (R6)
	保健福祉課	社会福祉協議会や民生児童委員、各種事業所等との合同研修	未実施	年1回 毎回3機関以上参加	■ 実施・社協は参加 (R6)
	保健福祉課	村民向けのゲートキーパー研修・受講勸奨	R元年度は未実施	年1回 5年間で50名以上参加	■ 職員・社協向け (R6)、R7～村民向け
村民の皆さんへの周知と知識の共有	保健福祉課	予防週間や強化月間、相談窓口の周知	全戸に周知グッズ等を配布 告知放送での周知3回	継続	○ 広報、各世帯に啓発品配布新聞折り込み、伝文字放送
	保健福祉課	村内各所へリーフレット、ポスター等の設置	役場、村民センター、保健福祉センター、国保診療所へ設置	村内全集会所、道の駅、つちのこ館、こもればの里、白川茶屋に設置	◎ 事業所にポスター、相談窓口一覧を配布
	保健福祉課	予防週間中のイベントによる啓発	年1回心の講演会実施	継続	■

	地域振興課	「広報ひがししらかわ」の活用	2月号広報（みまもり通信）に掲載	2月継続、9月広報にも掲載	○
		ホームページの等の活用	村公式ホームページに掲載	継続	○
		ほっとチャンネルの活用	未実施	ほっと茶んねるでの放送1回以上	○
		告知放送の活用	3月の月間周知	3月継続、9月にも周知実施	○
生きることへの促進要因の支援	保健福祉課	心の相談会	年8回実施	継続	○
		ひきこもり相談	未実施	年8回（心の相談会にひきこもり相談を兼ねて実施）	○
		精神保健福祉センター等が行う相談会や講演会等の紹介随時	精神保健福祉センター等が行う行事の紹介随時	継続	○
	保健福祉課	障がい者の相談窓口の周知・相談	随時	継続	○
		障害支援区分認定を通じた支援	随時	継続	○
		障がい者（児）の居場所	1ヶ所（作業所えがお）	作業所の他に1ヶ所	■
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	教育委員会	SOSの出し方に関する教育	小学校1回	小学校、中学校で各1回	○

若年者への支援の強化	教育委員会	中学卒業時のリーフレット配布	未実施	中学卒業時に3年生全員に配布	■
高齢者への支援強化	保健福祉課 地域包括支援センター	介護予防教室への参加呼びかけ	随時	継続	○
		みまもり訪問員会議、在支・包括会議、地域ケア会議	各毎月1回	継続	○
		ケース支援会議	随時	継続	○
失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	保健福祉課 産業振興課 村民課	生活困窮者への相談支援	相談随時実施	継続	○

第5章 東白川村の自殺対策

東白川村では、自殺対策の基本方針に則り、「みまもりのわを広げ、誰も自殺に追い込まれることのない、住みよい東白川村」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開していきます。

《東白川村の7つの自殺対策》

1. 自殺対策を支えるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 村民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
6. 若年者、高齢者への支援の強化
7. 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

その他、「生きる支援関連施策」の実施

これらの施策のうち、1～5の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。「事前対策」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

一方、6、7の取組は、若年層、また当村において特に自殺の実態が深刻である自殺のリスクを抱えている中高年層、失業・無職や生活に困窮する方々に焦点を絞った取組です。これらの取組については、自殺総合対策推進センターが作成した東白川村の「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に支援を展開する必要があるとされています。

1 自殺対策を支えるネットワークの強化

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

1-1 役場組織内におけるネットワークの強化

■ 東白川村いのちを守るみまもりのわ推進本部の設置：村長、副村長及び全課長等で組織する推進本部を設置します。【総務課・村民福祉課】

1-2 専門機関とのネットワークの強化

□ 総合的な相談体制の強化：村民のさまざまな悩みにワンストップで対応できる総合相談会を保健所や医療機関と合同で開催し、連携を強化します。
また、この相談会に相談員として参加した精神科医や弁護士、保健師等の各専門家と、日常的な相談支援時にも連携できるよう、関係構築を図ります。【村民福祉課】

1-3 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

□ 生活困窮者等の自立支援事業との連携強化：自殺対策と生活困窮者等に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活に困窮する人を関係機関が連携して支援できるよう、東白川村社会福祉協議会と合同の研修会を開催したり、ケース検討会を行います。【村民福祉課・地域包括センター】

1-4 ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

■ 共通の相談票の導入：支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切れ目のない支援を実現できるよう、共通して使用できる相談票を導入することを検討します。【村民福祉課】

2 自殺対策を支える人材の育成

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

2-1 関係職員に対する研修

□ 役場職員研修の導入：職員研修として、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れます。【総務課・村民福祉課】

2-2 民間団体等を対象とした研修

□ 社会福祉協議会や民生児童委員、各種事業所等との合同の研修：東白川村社会福祉協議会や民生児童委員、その他の事業所や団体と合同の研修会や事例検討会を開催し、支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法についての認識を共有します。また相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。【村民福祉課】

2-3 村民を対象とした研修

■ 村民向けのゲートキーパー研修の実施・受講推奨：ゲートキーパーを養成するための講座を村民向けに開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。【村民福祉課】

3 村民の皆さんへのお知らせと知識の共有

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

3-1 リーフレット等啓発グッズの活用と周知

□ 自殺対策に関する啓発：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、生きる支援（自殺対策）に関する周知・啓発を行います。【村民福祉課】

□ 村内各地におけるリーフレットやポスター等の設置：村内にある金融機関や集会所、公共施設等に啓発用の資料を設置し、村民に対する周知を図ります。【教育委員会・総務課】

3-2 村民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発

□ 自殺対策強化月間中のイベントによる啓発：3月の自殺対策強化月間に合わせて「こころの健康づくり講演会」を開催し、村民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。【村民福祉課】

3-3 各種メディア媒体を活用した啓発活動

□ 広報誌「広報 ひがししらかわ」の活用：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、村の広報誌で、生きる支援（自殺対策）関連の特集記事や総合相談会の開催情報等を掲載し、住民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。【総務課】

□ ホームページ等の活用：東白川村公式ホームページ等の媒体を活用し「東白川村いのちを守るみまもりのわ推進計画」についての情、報発信や生きる支援（自殺対策）をテーマとした村民への啓発を行います。【総務課】

■ ほっとチャンネルの活用：東白川村の情報を発信する「ほっとチャンネル」の番組で、「東白川村いのちを守るみまもりのわ推進計画」や生きる支援（自殺対策）についての特集を組むなど、情報発信の一つの方法として活用することを検討します。【総務課】

□ 告知放送の活用：講演会や相談会等の情報を発信する際に、告知放送を活用します。【総務課】

4 生きることの促進要因への支援

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

4-1 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

□ こころの相談会：専門家による個別相談会を定期的を開催し、身近な場所で気軽に相談できる体制を維持します。【村民福祉課】

■ ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの相談会を実施します。また岐阜県精神保健福祉センター等が開催する相談会や講演会等の紹介を行います。【村民福祉課】

4-2 障がい者（児）への支援

□ 障がい者（児）のための連携強化：関係機関と連携し、相談窓口の周知を図るとともに相談支援体制を充実します。【村民福祉課】

□ 障害支援区分認定を通じた支援と対応：障害支援区分認定調査の際に、福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には支

援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。【村民福祉課】

- 障がい者（児）の居場所づくり：地域で生活する障がい者（児）の日中活動の場として、交流のできる場や居場所の確保を進めます。【村民福祉課】

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

5-1 児童生徒への教育

- SOSの出し方教育の実施：小学校・中学校の児童生徒を対象に、命を大切にすること、ストレスマネジメントなどについて教育を行います。【教育委員会】

6 若年者・高齢者のへの支援の強化

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

6-1 若年者への支援

- 中学校卒業時にリーフレット配布：中学校卒業時に相談できる場所としてさまざまな相談支援機関があることを伝えます。【教育委員会】

6-2 高齢者への支援

- 高齢者の孤立防止：閉じこもり予防のための活動への参加を呼びかけます。【地域包括支援センター】
- 専門機関との連携：医療機関と連携し、老人性うつなどリスクの高い人に対し早期に介入し、必要な医療や支援先へとつなぐ取り組みを強化します。【国保診療所・村民福祉課】

7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

▼施策の展開 □：すでに取り組んでいること ■：今後進めること

7-1

- 生活困窮者への相談支援：失業中や無職であるなど、生活に困窮している人への相談・支援、また就業対策等を、社会福祉協議会等と連携して随時行います。【村民福祉課・産業建設課】

村税や公共料金の未納があるなど、生活困窮に陥っている可能性が考えられる場合、個人情報の保護に配慮しながら相談・支援を行います。【総務課・村民福祉課・建設環境課】

8. 各事業の評価指標 (評価 ◎達成 ○維持 ■未達成)

事業名	担当課	内容	初期値 (R元年度)	評価 (R6年度)	目標値 (R12年度)
自殺対策を支えるネットワークの強化	総務課 村民福祉課	いのちを守るみまもりのわ推進本部の設置	なし	■未設置	設置
	村民福祉課	総合的な相談体制の強化	相談会年8回	○9回実施・県所外相談2回 (R5)	継続
	村民福祉課	生活困窮者等の自立支援事業との連携強化	合同研修会なし ケース検討1回	◎重層化支援研修 (R5) ケース検討○回 (R5)	研修会年1回 ケース検討随時
	村民福祉課	共通の相談票の導入	導入なし	■導入なし	導入
自殺対策を支える人材の育成	総務課 村民福祉課	役場職員のゲートキーパー研修	未実施	■実施・一部職員 (R6)	年1回 R11年度までに全職員が受講
	村民福祉課	社会福祉協議会や民生児童委員、各種事業所等との合同研修	未実施	■実施・社協は参加 (R6)	年1回 毎回3機関以上参加
	村民福祉課	村民向けのゲートキーパー研修・受講勧奨	R元年度は未実施	■職員・社協向け (R6)、R7～村民向け	年1回 5年間で50名以上参加
村民の皆さんへの周知と知識の共有	村民福祉課	予防週間や強化月間、相談窓口の周知	全戸に周知グッズ等を配布 告知放送での周知3回	○広報、各世帯に啓発品配布新聞折り込み、伝文字放送	継続
	村民福祉課	村内各所へリーフレット、ポスター、	役場、村民センター、	◎事業所にポポ	村内全集会所、道の駅、つちの

		スター等の設置	保健福祉センター、国保診療所へ設置	スター、相談窓口一覧を配布	こ館、こもれびの里、白川茶屋に設置
	村民福祉課	予防週間中のイベントによる啓発	年1回心の講演会実施	■	継続
	総務課	「広報ひがししらかわ」の活用	2月号広報（みまもり通信）に掲載	○	2月継続、9月広報にも掲載
		ホームページの等の活用	村公式ホームページに掲載	○	継続
		ほっとチャンネルの活用	未実施	○	ほっと茶んねるでの放送1回以上
		告知放送の活用	3月の月間周知	○	3月継続、9月にも周知実施
生きることへの促進要因の支援	村民福祉課	心の相談会	年8回実施	○	継続
		ひきこもり相談	未実施	○	年10回（心の相談会にひきこもり相談を兼ねて実施）
		精神保健福祉センター等が行う相談会や講演会等の紹介随時	精神保健福祉センター等が行う行事の紹介随時	○	継続
	村民福祉課	障がい者の相談窓口の周知・相談	随時	○	継続
		障害支援区分認定を通じた支援	随時	○	継続

		障がい者（児）の居場所	1ヶ所（作業所 えがお）	■	作業所の他に1ヶ所
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	教育委員会	SOSの出し方に関する教育	小学校1回	○	小学校、中学校で各1回
若年者への支援の強化	教育委員会	中学卒業時のリーフレット配布	未実施	■	中学卒業時に3年生全員に配布
高齢者への支援強化	村民福祉課 （地域包括支援センター）	介護予防教室への参加呼びかけ	随時	○	継続
		みまもり訪問員会議、在支・包括会議、地域ケア会議	各毎月1回	○	継続
		ケース支援会議	随時	○	継続
失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	総務課 建設環境課 村民福祉課	生活困窮者への相談支援	相談随時実施	○	継続

第6章 自殺対策の推進体制

「みまもりのわを広げ、誰も自殺に追い込まれることのない、住みよい東白川村」の実現を目指して、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進します。

そのため、いのちを守るみまもりのわ推進本部の下部組織として、必要に応じ実務者会議及びケースに対応した支援者会議を設置できるものとします。

1 いのちを守るネットワーク

【いのちを守るみまもりのわ推進本部】（役場内）

- ①自殺に関する現状把握及び調査及び分析に関すること

- ②総合的な自殺予防対策に関すること
- ③関係機関等と協調した自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること
- ④その他自殺予防対策の推進に関すること

本部長：村長

副本部長：副村長

本部員：教育長、副村長、各課等の長

2 計画の進行管理及び評価

計画の着実な推進を図るため、毎年度、各分野が取り組む「生きる支援の関連施策」の進捗状況を取りまとめ、「いのちを守るみまもりのわ推進本部」において評価を行い、今後の取組についての協議を行います。また、「いのちを守るみまもりのわ推進本部」において必要な対策を迅速に進めていくよう、PDCAサイクルによって計画の進行管理を行い、必要があると認める場合には、計画の見直しを行います。

【参考資料】

- 1 自殺対策基本法
- 2 自殺総合対策大綱（概要）
- 3 東白川村いのちを守るみまもりのわ推進本部設置要綱
- 4 一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロ
ファイル